

内閣参質二〇八第七九号

令和四年六月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 松野 博一

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出中小企業の成長支援に向けた地域金融機関の役割に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出中小企業の成長支援に向けた地域金融機関の役割に関する質問に対する

答弁書

一について

地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合（以下「地域金融機関」という。）に対し、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価した上で、解決策を検討・提案し、必要な支援等を行うよう促しているところ、地域金融機関には、業務範囲規制の見直しによつて當むことが可能となつた業務等を通じて、取引先企業の支援について創意工夫を重ねていくことを期待している。政府においても、地域金融機関の参考となる事例を収集し、周知する取組を進めてまいりたい。

二について

お尋ねの「事業成長担保権」については、米国、英国等の諸外国における担保制度を参考にしつつ、中小企業を含む設定者が、その保有する有形資産のみならず、その事業の将来キャッシュ・フローを含む事業全体を担保権の対象とができるような制度として検討しているものである。我が国の中小企業が、不動産担保や経営者保証がなくとも、その将来キャッシュ・フローに基づいて資金を調達するための

新たな選択肢となることが期待されている。